

第3次京都市消費生活基本計画 令和6年度推進状況について

重点取組

- 1 エシカル消費の普及促進（関連個別施策20）
- 2 消費者安全確保地域協議会の設置（関連個別施策21）

施策体系一覧

基本方針	施策目標	個別施策	事業数
基本方針1 消費者安全の確保			計66
	1 安全な消費生活環境の確保		
		①衣食住の安全性の確保	29
		②商品等の安全性の確保	6
		③危害等に関する迅速かつ的確な情報提供等	9
		④非常時における合理的な消費行動の推進	5
	2 表示等の適正化の推進		
		⑤表示等の適正化に向けた指導等	6
		⑥生活必需品の安定供給と適正な価格の確保	4
	3 取引の適正化		
		⑦事業者に対する指導等の強化	3
		⑧適正な取引行為の徹底	2
		⑨取引行為に関する制度の検討	2
基本方針2 消費者被害の救済			計26
	4 消費生活相談体制の充実・強化		
		⑩相談機能の強化と相談しやすい環境の整備	5
		⑪相談内容の高度化への対応	3
	5 消費生活相談以外の相談事業の充実・強化		
		⑫各種相談事業の実施	16
		⑬様々な相談窓口との連携の強化	2
基本方針3 消費者教育の推進			計42
	6 戦略的な消費者教育の推進		
		⑭学校等における消費者教育の推進	20
		⑮地域社会における消費者教育の推進	9
		⑯家庭における消費者教育の推進	6
	7 消費者教育を担う人材育成		
		⑰学校等における消費者教育の担い手の育成	3
		⑱地域における消費者教育の担い手の育成	4
基本方針4 消費者市民社会の形成			計81
	8 「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた支援		
		⑲「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた消費者への支援	24
		⑳環境に配慮した消費行動・エシカル消費の推進【重点取組】	28
		㉑高齢者等への支援【重点取組】	10
	9 消費者、事業者、行政間の信頼向上、連携・協働の促進		
		㉒消費者志向経営を促進するための基盤整備	8
		㉓連携・協働を支える地域の枠組みの構築	11

※赤字は、本資料に掲載している個別施策（再掲含む）です。

合計215事業

個別施策③ 危害等に関する迅速かつ的確な情報提供等

商品等の使用により生じた消費者事故や、多発する消費者被害に関する情報について、若年者や高齢者など、消費者の年齢・特性に応じて、注意喚起や情報提供の内容及び情報伝達手法を工夫し、より効果的な注意喚起になるよう情報を発信しました。

ホームページ等による情報発信

悪質商法の手口の解説など、市民が消費者問題に直面した際に、問題解決の手助けとなるような情報を分かりやすく提供するため、独自ホームページ及びSNS（X、Facebook）を活用した情報の発信を行いました。

SNS発信件数：100件（令和5年度:94件）

FM845「ピッカピカラジオ」による情報の提供

FM845の放送番組「ピッカピカラジオ」の「ライフラインインフォメーション」コーナーにおいて、悪質商法の手口と対処法等について情報提供を行いました。

年末年始を除く毎週月曜日の午前11時18分ごろに、約3分間放送されています。

放送回数：52回（令和5年度:51件）

京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行

最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京（みやこ）・くらしの安心安全情報」を年6回発行しました。

配布先 市役所本庁舎、区役所・支所、各区社会福祉協議会、図書館等
配 信 地域包括支援センター（メール）
大学生（学生向けアプリ「KYO-DENT」）

情報メール便の配信

契約に起因する商品・役務に関する危害情報、契約上のトラブルに関する相談情報、その他の緊急情報を、事前登録された市民に対し、随時メールで発信しました。

配信実績：100回（令和5年度:94件）

個別施策⑧ 適正な取引行為の徹底

●事業者訪問への対応

消費生活相談状況等に係る情報収集や自社の取組報告のために、事業者が当センターを訪問した際に、当該事業者（加盟店）に関する相談件数等の情報提供、不適正な取引行為のおそれがある勧誘行為の指摘、昨今の消費者トラブルの傾向、事業者及び事業者団体が努めている消費者トラブルの未然防止策等の意見交換を行いました。

事業者訪問への対応実績：59件（令和5年度:69件）

基本方針1 消費者安全の確保

個別施策⑤ 表示等の適正化に向けた指導等

●食品表示監視指導業務

市内の事業者等に対し、法律に基づき食品表示（品質事項）に係る調査等を実施し、食品表示の適正化を図りました。

1 食品表示に関する事業者等からの問合せへの対応

	R6年度	R5年度	R4年度
受付件数	283件	284件	320件

2 事業者等への任意調査・立入調査

	R6年度	R5年度	R4年度
任意調査等 実施件数	10件	7件	1件
指導・注意件数	8件	5件	1件

3 定期パトロール

	R6年度	R5年度	R4年度
定期パトロール 実施件数	13件	16件	16件
口頭注意件数	3件	8件	2件

4 買上調査

	R6年度	R5年度	R4年度
買上調査品目	大豆加工品	うなぎ 加工品	さといも
買上調査実施 延べ検体数	5件	5件	5件

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料
添 加 物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麹、カロチノイド)
内 容 量	100g
賞 味 期 限	2024.6.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	〇〇〇食品株式会社 +AK 東京都千代田区×××-△△△

食品表示例「加工食品」

食品の名称や原料原産地等の食品表示についての相談、苦情、質問、要望などに対応しました！

市民からの情報提供等により、品質に関する表示等について、任意調査・立入調査を行いました！
令和6年度は、原料原産地や内容量の誤表示等について、口頭注意を行いました！

市内の食品関連事業者等に対し、生鮮食品等の名称・原産地の表示状況を調査しました！
令和6年度は、3店舗に不適正な表示が複数確認されたため、速やかな改善を要請しました！

原材料又は原産地等が判別可能な食品を買い上げて、科学的検査を実施することにより、表示されている原産地等の信ぴょう性を確認しました！

個別施策⑪ 相談内容の高度化への対応

●消費生活相談体制の強化

消費生活相談員の資質向上

消費生活相談員が、複雑化・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、独立行政法人国民生活センターが実施している研修への参加を支援するなど、相談員の総合的な資質の向上を図りました。



取組実績

・国民生活センター研修（オンライン）	参加回数	12回	参加者数（延べ）	36人
・D-ラーニング研修（遠隔研修）	参加回数	22回	参加者数（延べ）	70人

研修テーマ（抜粋）

- SNSに関する消費者トラブル
- 旅行関連サービスに関する消費者トラブル
- 消費者教育に携わる講師養成講座－高校生を中心とした若年者への講座実施に向けて、金融経済教育も含めて－

消費生活相談支援事業

消費生活相談員が行う日常の相談業務の中で、高度な法律知識が必要な案件について、弁護士から助言等を受けました。

また、消費者関連法の改正等の内容や法の適用について、弁護士を講師とした研修を実施しました。

取組実績

- ・相談 年間48回、相談件数 342件
- ・研修 3回

＜研修テーマ例＞

- 裁判制度の概論
- 京都情報商材被害対策弁護士団で取り扱われた案件について

消費者サポートチーム

消費生活相談のうち、解決が困難又はあっせん不調に終わる可能性が高い案件について、消費生活相談員、事務職員及び弁護士がサポートチームを編成し、専門的観点から相談者へ解決策を提示することにより、相談の早期解決を図りました。

実施状況

- 令和6年度 2件
 - ・結婚式場の契約
 - ・屋根修理の契約
- 令和5年度 1件
 - ・電気通信サービスの契約

個別施策⑫ 各種相談事業の実施

●共催による各種相談事業

市民による多様な相談の需要に応えるため、関係団体との共催により、各種相談事業を実施しました。

(回)

事業内容	共催団体	R6 年度	R5 年度
行政書士による無料相談会※	京都府行政書士会	118	118
行政書士による終活セミナー 及び無料相談会		1	1
司法書士による無料相談会※	京都司法書士会	109	112
司法書士による相続登記等に関するセミナー及び 無料相談会		3	3
民事調停委員による 無料相談会	京都民事調停協会	4	4
民事調停協会による民事調停 セミナー及び無料相談会		2	2
不動産なんでも無料相談	京都弁護士会、近畿税理士会京都 府支部連合会、京都司法書士会、 京都土地家屋調査士会、 京都府不動産鑑定士協会	1	1
不動産無料相談会	京都不動産研究協会	3	4
	京都府不動産鑑定士協会、 日本不動産鑑定士協会連合会	2	2

※ 行政書士及び司法書士による無料相談会については、各区役所・支所における実施分を含みます（その他は消費生活総合センターにおける実施分のみ）。

個別施策⑮ 地域社会における消費者教育の推進

●消費者力パワーアップセミナーの開催

消費者自らが適切に判断し、行動する力（消費者力）等を身につけることを目的として、悪質商法のトラブル防止など、暮らしに役立つ情報を伝える消費生活講座「消費者力パワーアップセミナー」を、消費者団体と連携して開催しました。

取組実績

第1期 テーマ：食品との付き合い方を考えよう

実施日：令和6年9月30日

①午前の部 ～健康と食事のバランス～

講師：京都市保健福祉局健康長寿企画課 管理栄養士

②午後の部 ～「健康食品」を考える～

講師：高橋 久仁子 氏（群馬大学名誉教授・農学博士）

第2期 テーマ：苦手克服！新しいことに挑戦してみよう

実施日：令和7年1月31日

①午前の部 ～初心者のためのスマホ・ケータイ安全教室～

講師：KDDI 株式会社認定講師

②午後の部 ～投資経験の少ない消費者がいまからできる投資の基礎知識～

講師：渡邊 孝子 氏（ファイナンシャル・プランナー CFP® 認定者・1級FP技能士）

参加者：延べ86名（会場47名、オンライン39名）



●消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施

大学生等が契約トラブルなどの消費者問題について理解を深め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考え消費者市民社会の形成に貢献する消費者となるための消費生活講座を、消費者団体や大学等と連携して開講しました。

令和6年度は、引き続き同志社大学（通年）、龍谷大学（前期）及び京都教育大学にて開講したほか、佛教大学においては、1～3回生に加え、新たに4回生向けに消費者教育を学ぶ講義を開講しました。

※ 各大学におけるプログラム概要は、次ページを御覧ください。

取組実績

○同志社大学（商学部）

～大学コンソーシアム

単位互換科目～

春学期 全15講 105名

秋学期 全15講 72名

○龍谷大学（経営学部）

前期 全15講 48名

○京都教育大学

4回生 前・後期各1講 115名

○佛教大学（教育学部）

1回生 全3講 218名

2回生 全1講 156名

3回生 全1講 159名

4回生 全1講 127名

※ 人数はいずれも登録者数

●消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施

同志社大学及び龍谷大学における消費生活講座プログラム

第1講	開講にあたって～「消費者問題」とは何か
第2講	「消費者問題」の現場から
第3講	消費者契約法と消費者団体訴訟制度・適格消費者団体
第4講	キャッシュレス時代の金融リテラシー
第5講	インターネットトラブル対策について
第6講	グループワーク「消費者被害を無くそう」
第7講	消費者教育について
第8講	持続可能な社会と消費行動
第9講	『たいせつな人』と災害に備える
第10講	エシカル消費を拡げるために
第11講	消費者と企業の対話から①②
第12講	①食の安全・安心と食品衛生行政 / ②京都市ごみ減量の取り組み
第13講	京都市の消費者行政について
第14講	グループワーク「消費者市民社会を目指して」
第15講	まとめ講義「現代の消費者問題」



第7講（消費者教育について） 受講後のワークシートの例

- ・消費者教育＝注意喚起のように思っていた考え方が180度変わる授業だった。
- ・親や友人にも広めることができる。
- ・生産者になった場合でも役立てられる。
- ・「18歳までに身につけたい力」は実際に多くの学生が達成できていない。
- ・教育を受けるだけでなく、消費者同士が団結して互いに支え合うことが必要。

佛教大学教育学部教育学科における系統的な消費者教育講座プログラム

学年	学年テーマ		課題項目
1 回 生	自立した大人として 知っておきたいこと (トラブルに遭わないために)	第1講	キャッシュレス時代の金融リテラシー
		第2講	消費者トラブルに遭わないために
		第3講	消費者団体訴訟制度（表示規制（景品表示法・特定商取引法）、情報商材等の事例）
2 回 生	持続可能な社会の実 現に向けて、なぜ消 費者教育が必要か？	第4講	持続可能な社会の実現に向けて～なぜ消費者教育が必要か～ (消費者教育)
3 回 生	消費者教育の実践	第5講	消費者教育で「どんな力」をつけますか～ (消費者教育の実践、消費者市民社会)
4 回 生	消費者教育の担い手 として	第6講	消費者教育の授業づくり 等

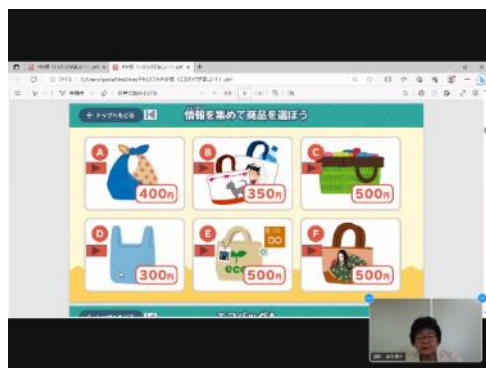
新規

※いずれもオンライン授業

京都教育大学における消費者教育講座

対 象：4回生
テーマ：消費者トラブルの実態と対応

新規



個別施策⑰ 学校等における消費者教育の担い手の育成

●実践的な消費者教育推進支援事業

若年者に対する切れ目のない実践的な消費者教育が推進されるよう、消費生活相談員や弁護士等の専門家の知見も活用しつつ、消費者団体をはじめ多様な主体による連携・協働体制づくりを支援しました。

令和6年度は、小・中・高等学校や大学等の希望に応じ、若年者向け出前講座等を実施するための講師のコーディネートを行ったほか、新たに、教員や消費者団体、企業等の多様な主体が交流・情報共有し、相互に連携するための場として、教育委員会等と連携して京都消費者教育シンポジウムを開催しました。

取組実績

○「若年者向け出前講座」コーディネート

講師派遣先： 京都光華女子大学（2024年度新入生）、待鳳小学校（6年生）、
京都橘大学経営学科（2、3回生）、同志社小学校（5年生）、
白河総合支援学校（3年生とその保護者）

延べ受講者数：254名

○京都消費者教育シンポジウム2024

新規

～繋がろう！広げよう！消費者教育推進の輪～

開催日：令和6年7月26日

参加者：小中高校の教員等 66名

【基調講演】

学校における消費者教育の意義

～多様な主体との連携に着目して～

登壇者：吉井 美奈子 氏（武庫川女子大学教育学部准教授）

【交流タイム】

教材や他団体と連携した消費者教育実践事例の報告

【消費者教育ブース展示】

《出展団体》

京都府地球温暖化防止活動推進センター

京都市地球温暖化対策室

（公財）京都市環境保全活動推進協会

京エコロジーセンター、京都生活協同組合

（株）小川珈琲、（株）ロッテ、

京都市医療衛生企画課、消費生活総合センター

京都弁護士会、ハイムーン工房

こくみん共済coop <全労済> 京都推進本部

【パネルディスカッション】

テーマ「繋がろう！広げよう！消費者教育推進の輪」



基調講演の様子



実践事例で生徒が作成した
「人生すごろく」を体験





～消費者教育ブース展示の様子～

(株)ロッテや(株)小川珈琲など、消費者教育に取り組んでいる事業者のほか、行政、NPOなど11団体によるブース展示も行いました。

各ブースでは消費者教育の取組事例や、教育現場で活用できる消費者教育教材の紹介が行われ、多くの参加者で賑わいました。

参加者の方からいただいた感想です。

- ・テーマごとに担当者としてしっかり対話出来て良かった。
- ・教材として活用できそうなものが多くあった。
- ・体験型の教材は小学校に向いているので是非試してみたい。



～パネルディスカッション～

最後のパネルディスカッションでは、4人のパネリストが、これまで消費者教育を実践してきた中で大切にしてきたことなどについて話し合いました。

パネリストから参加者に対し、「市で作成した指導計画を活用し、オリジナリティ溢れる実践のアップグレードを図ってほしい。」との期待を含めた言葉をいただきました。

シンポジウム後、参加した教員からのリクエストにより、消費者教育教材を配布しました。
(配布部数：1,096部)



参加者アンケートでは、

- ・生徒が楽しんで学ぶための仕掛けのヒントを得ることができた。
- ・授業に取り入れてみたい。

などの御意見を頂いた一方

- ・取組の内容は素晴らしいが授業時間数が足りない。
- ・もっと詳しく話を聞ける時間を確保してほしい。

などの課題も指摘いただきました。

いただいた御意見は、今後の消費者教育の取組に活用していきます。

日本教育新聞にも
取り上げられました



個別施策⑱ 地域における消費者教育の担い手の育成

●消費者月間の取組

消費者月間である5月に、消費者団体及び京都府等と連携し、消費者啓発・教育に係る取組を実施しました。

令和6年度は、デジタル時代において、消費者が安心・安全かつ豊かな消費生活を送るために求められる、「消費者力」について学ぶための講演とパネルディスカッションを開催しました。

取組実績

デジタル時代に求められる消費者力～その情報、だいじょうぶ？～

実施日：令和6年5月26日

会 場：京都経済センター会議室（オンライン併用）

【講演】原田 由里 氏（（一社）EC ネットワーク理事）

【パネルディスカッション】

ファシリテーター

加藤 進一郎 氏（弁護士）

パネリスト

原田 由里氏

カライスコス アントニオス 氏
（龍谷大学教授）

消費者代表2名

参加者：65名（会場28名、オンライン37名）



●消費者団体支援事業

市民の「消費者力」の向上を図るとともに、消費者団体の活動を支援するため、京都府及びNPO法人京都消費生活有資格者の会と連携し、消費者問題学習会を開催しました。

「デジタル終活」に詳しい専門家を講師に迎え、デジタル社会で必要な「デジタル資産」の万が一に備えた管理方法や、遺族の立場での「デジタル遺品」の探し方などについて講義しました。

取組実績

デジタル終活セミナー

～ デジタル遺品の探し方、しまいかた、残し方 ～

実施日：令和7年2月1日

会 場：京都経済センター会議室
（オンライン併用）

講 師：伊勢田 篤史 氏

（日本デジタル終活協会 代表理事）

参加者：100名（会場50名、オンライン50名）



個別施策⑳ 環境に配慮した消費者行動・エシカル消費の推進

●エシカル消費の普及促進事業

京都生活協同組合との連携協定に基づく普及啓発イベント

令和4年に京都生活協同組合と締結した「エシカル消費普及促進に係る連携協定」では、エシカル消費の普及を促進する取組について連携・協力し、持続可能な循環型社会の実現や生物多様性の保全等をはじめ、消費者市民社会の実現を目指すこととしています。

令和6年度は、同組合との協働により、コープ各店舗（二条駅・醍醐石田）でエシカルな商品を探すクイズラリーなどの取組を実施しました。

取組実績

○ コープ二条駅 令和6年5月3日

- ① 「エシカルな商品を探せ！」クイズラリー
- ② オリジナルマイバッグ作り
- ③ 子ども服譲り合い交換会

参加者：①157組212名 ②36組 ③40人（20組）

○ コープ醍醐石田 令和7年2月15日

「エシカルな商品を探せ！」クイズラリー

参加者：96組104名

クイズラリーの様子



エシカル消費のタネ（消費者標語の募集）

新規

※ 基本方針3-個別施策⑭（学校等における消費者教育の推進）にも掲

家庭や学校などで自ら考え行動する消費者となるための機会づくりを目的として、小学生・中学生・一般の方を対象に、「エシカル消費」に関するテーマ（①地産地消、②エシカル消費を広めよう）の標語を募集し、入選作品（市長賞・優秀賞・奨励賞）を表彰しました。 ※京都生活協同組合との連携協定に基づく共催事業

【応募状況】応募者数：544名 作品数：921点

入選作品（抜粋）

【市長賞】（小学生の部）

『ぼくの土地で とれた野菜を
のこさずに』

吉田 祥 さん（伏見板橋小学校3年生）

（作者コメント）

たとえば、外国から来た野菜は、船などで運ばれるため石油をたくさん使うけど、自分の地域でとれた野菜は近くなのでエネルギーをあまり使わないし、新せんです。

その野菜をのこさず食べることで、石油などのエネルギーを使う量を減らすことができると思い、このひょう語を思いつきました。

【市長賞】（中学生の部）

『知ることが 未来につながる
エシカル消費』

山口 綾那さん（修学院中学校2年生）

（作者コメント）

買い物、食えること、物を使うこと、私たちは毎日、多くの消費をしている。

日々の買い物を通して、その課題のために自分で、何ができるのかを考えてみるのが、第一歩です。

1人1人がエシカル消費をすれば、さまざまな問題を解決できると思いました。

「エシカル消費」実践の普及促進のための動画の制作及び放映

「エシカル消費」の実践例をわかりやすく紹介する動画（※）を京都市動画情報館（京都市の公式YouTubeチャンネル）や京都生活協同組合の各店舗、イオン洛南ショッピングセンターにて放映。

※「倫ちゃんのお買い物」「エシカル消費って何？」「サステナブルファッション」「エシカルハウスの紹介」「生物多様性とエシカル消費」「障害者支援編」「エシカル消費クイズ」（3本）

エシカル消費って何？



「身近でできるエシカル消費」 ～倫さんのお買い物編～

広報媒体等を活用した啓発等

- エシカル消費普及啓発ホームページ及び「京・くらしの安心安全情報」による情報発信
- マスコットキャラ「えしかるん」「えしかりん」公式SNSの活用（X、Facebook）
- 中学校、ローソン京都市内店舗等へのリーフレットの配布（3,001部）
- 食品ロス削減月間（10月）におけるパネル展示 等



エシカル消費
普及啓発HP

リーフレット



食品ロス削減月間
パネル展示の様子

京都駅前の電光掲示板



個別施策② 高齢者等への支援

●消費者安全確保地域協議会の設置・概要

新規

高齢者、障害のある方など、消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防ぐため、地方公共団体や地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」の設置に向けて、構成団体と設置準備会を開催し意見交換を行いました。

設立準備会で出た意見を踏まえて令和7年2月に全体会議を開催し、京都市消費者安全確保地域協議会を設置しました。

また、令和5年度に引き続いて、地域包括支援センターが主催する権利擁護ネットワーク会議（社会福祉士、弁護士等の専門職種で構成）等に参加し、消費生活相談窓口の周知、悪質商法や特殊詐欺の状況等に対する注意喚起や情報の提供、消費者安全確保地域協議会についての研修などを行うとともに、高齢者等を取り巻く状況等について情報収集を行いました。

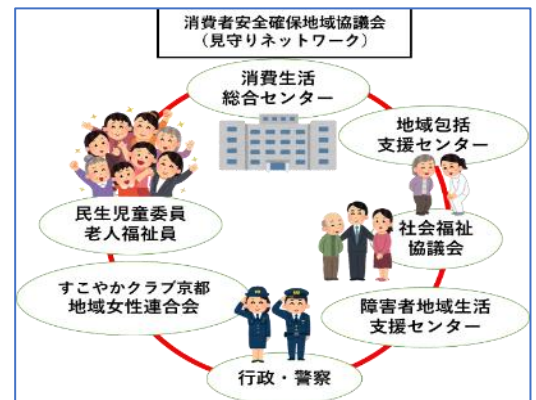
取組実績

○消費者安全確保地域協議会の設置

- ・設置準備会開催（令和6年11月7日）
- ・全体会議開催（令和7年2月14日）

○参画した権利擁護ネットワーク（出席回数）

10区・2支所（46回）
 <令和5年度> 10区・2支所（32回）



消費者安全確保地域協議会について

○設置の効果

明確な見守り体制の構築

構成員による日頃の見守りから被害の発見・通報までの過程をルールとして整理することで明確な見守り体制を構築できる。

個人情報の提供

構成員が見守り活動で得た（個人情報を含む）被害情報を、地域協議会・消費生活センター等に提供できます。

被害情報の共有

構成員が、消費者被害に係る広報物等で情報を共有することにより、消費者被害への意識の高まりが期待できます。

福祉サービスへのつなぎ

消費者被害の発見をきっかけに、介護サービスや成年後見制度などの必要な福祉的サービスにつなげることができます。

個別施策② 高齢者等への支援

●消費者安全確保地域協議会の設置・概要

周知ポスターの作成・掲示

協議会の存在を周知するとともに、消費者被害防止に向けた見守り意識を醸成し相談窓口を案内することを目的として作成し、市政広報版及び地下鉄車内広告に掲示しました。

掲示箇所・期間

市政広報版（約1万箇所）令和7年3月16日～31日

地下鉄車内広告（烏丸線・東西線）令和7年3月1日～31日



啓発物品の制作・配布

高齢者自身や高齢者を見守る立場にある方への啓発を促進するため、エコバックやウェットティッシュ、メモ帳、蛍光ペン、カレンダーなど、日常生活で活用しやすいものを制作し、配布しました。



エコバッグ



ウェットティッシュ



メモ帳

見守り活動リーフレットの作成・配布

協議会の設置について構成員に周知するとともに、消費者トラブルへの見守り活動に役立てていただけるよう、見守りのチェックポイントや被害対応の流れなどを掲載したリーフレットを作成し、配布しました。

⇒ 令和7年3月下旬以降、約9千部を配布



出前講座の実施

地域で実施される研修会や会合等に、消費生活相談員を講師として派遣し、悪質商法の手口やその対処法等を分かりやすく説明する講座を実施しました。特に高齢者の消費者被害未然防止のため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等に対し、講座の利用を積極的に働き掛けました。

実施件数及び参加者数：23件、592名